# 公共施設愛護ボランティア活動支援事業実施要領

### 1. 目 的

中国地方整備局及び地方自治体が所管する河川及び道路を、美しく快適な環境に保つために自治会、地域住民団体、小中学校、地域ボランティア、企業等が継続的に実施する清掃活動及び河川の理解を深めるための水質調査、水生生物調査等を行う場合に、活動に必要な清掃用具等の費用5万円(各年8団体まで)を支援するものである。

## 2. 支援を受けることのできる団体の条件及び支援内容

THE COUNTY OF THE PROPERTY OF	
活動内容	草刈り、ゴミ拾い等の美化活動、外来植物の駆除及び河川の理解を深める水質調査、水生生物調査等
参加団体	自治会、地域住民団体、小中学校、地域ボランティア、企業等、 概ね10名程度以上で組織する団体
参加方法	申請書(様式1)
活動支援費	長靴、鎌、ホウキ、軍手、ゴミ袋、一輪車(一輪車のみ中国建設弘済会の支援を記入)等の購入費用。一団体5万円を限度とし、以後5年間は支援できません。
申請書等の提出・問合せ先	〒733-0012 広島市西区中広町三丁目 2 5-1 5 (一社) 中国建設弘済会 企画本部 TEL 082-577-0006 FAX 082-577-0003 中国建設弘済会ホームページの問い合わせフォーム・申込みフォームから問い合わせ、申込みください。
活動費用の 支払い	請求書(振込口座を記入)購入品目の領収書を 別途添付(参考 請求書様式)

### 3. 活動報告書の提出

清掃活動等を実施した後に速やかに様式2の活動報告書の提出をお願いします。

## 4. その他

報告書の写真データについて広報活動等に活用するため、写真データの提供を依頼する場合があります。